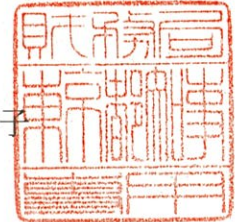




7 財経総第1567号
令和7年10月21日

J F Eシビル株式会社
代表取締役 門田 純 殿

東京都知事
小池 百合子



優先指名の取扱いについて（通知）

貴社は、指名基準（工事請負契約）第4の2（3）により、下記のとおり優先指名の対象者になりましたので、通知します。

優先指名の取扱いを受ける期間については、希望案件の希望受付期間内に下記3「優先指名の対象となる期間」が1日あれば、優先指名の取扱いの対象となります。ただし、他工事の受注状況、工事の特殊・専門性、施工場所等から、指名選定されない場合がありますので御了承ください。

なお、優先指名の取扱いを希望する際、本通知の提示は不要です。

記

- 1 優良工事の件名（発注局・評定点）
浜崎橋長寿命化工事（その9）
- 2 優良工事の施工者
J F Eシビル株式会社
- 3 優先指名の対象となる期間
令和7年11月1日から令和8年10月31日まで
- 4 優先指名の対象となる業種
鋼けた

（建設局・76点）